

入札説明書（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「愛宕山周辺地区（F・G）市街再開発事業に係る損失補償等に関する業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、参加表明書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 手続き開始の掲示日

平成30年4月16日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和
東京都新宿区西新宿6-5-1

3 業務概要

(1) 業務名

愛宕山周辺地区（F・G）市街再開発事業に係る損失補償等に関する業務

(2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

（仮称）愛宕山周辺地区（F・G地区）第一種市街地再開発事業に係る次の業務。

- ①損失補償基準及び損失補償基準に付随する運用・算定要領（以下「損失補償基準等」という。）の検討・策定
- ②建物等の調査及び図面等の作成
- ③通損補償の調査及び費用の算定
- ④土地調書、物件調書及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく各種申請書類の作成
- ⑤借家人を中心とする関係権利者に対する補償関連説明等の実施
- ⑥機構の指示に基づく上記業務に係る関連資料、説明資料等の作成

なお、本件業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

【評価テーマ】

愛宕山周辺地区（F・G地区）市街地再開発事業に係る通損補償に関する運用・算定要領の策定及び関係権利者に対する補償関連説明の実施における留意すべき事項とその対応策について（「当地区の特徴的な従前権利形態」、「それを踏まえた権利者合意形成上合理的と考えられる事業スキーム」、「都心部での市街地再開発事業である点」等を踏まえ、事業計画認可申請・権利変換計画認可申請といった事業進捗段階ごとに記述をお願いします。）

(3) 業務の詳細な説明

「愛宕山周辺地区（F・G地区）市街地再開発事業に係る損失補償等に関する業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。仕様書については、本件業務の競争参加希望者に対し、平成30年4月16日（月）から平成30年5月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで以下の場所で交付することとする。

なお、交付に際してはあらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した別記「機密保持に関する確認書」（印鑑登録証明書を添付すること）が必要となるので持参すること。

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

都心業務部 虎ノ門エリア計画第2課

電話03-5200-0469（担当：徳田、前田）

(4) 成果品

仕様書のとおり。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成34年3月31日まで

(6) 履行場所

仕様書のとおり。

(7) 本業務においては、参加表明書の提出（ただし、参加表明書は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<https://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：7(1)①の提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

提出部数：2部（1部押印し返却します）

4 指名されるために必要な要件

(1) 次の①から⑥に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、「補償」の業務区分の認定を受けていること。
- ③ 平成20年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績(下請けによる業務の実績を含む。)を有すること。
 - A業務) 東京都特別区のうち3区(千代田区、港区、中央区)の市街地再開発事業^{*1}における通損補償に関する業務^{*2}
 - B業務) 上記A業務以外の東京都内の市街地再開発事業における通損補償に関する業務

^{*1} 市街地再開発事業とは、都市再開発法に定める市街地再開発事業をいう。

^{*2} 通損補償に関する業務とは、次のすべてを含む業務をいう。

- ・市街地再開発事業における通損補償に関する運用・算定要領等の策定業務
- ・損失補償費の調査及び算定業務
- ・関係権利者への補償関連の説明業務

なお、上記の業務の実績については、各業務を同一地区で分割して受注し、完了した場合も可とする。

- ④ 平成20年度以降に完了した上記③に掲げる業務の実績(下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。)を有し、次のいずれかの基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ・補償関連部門又は総合補償部門の補償業務管理士の資格を有し、補償業務管理士台帳の登録を行っている者(以下「補償業務管理士」)
 - ・再開発コーディネーターの資格を有している者(以下「再開発コーディネーター」)
 - ・再開発プランナーの資格を有し、登録証の交付を受けている者(以下「再開発プランナー」)
- ⑤ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

5 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、参加表明書の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・企業の経験及び能力
- ・予定管理技術者の経験及び能力
- ・実施方針
- ・評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

参加表明書の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価 ウエイト	
	判断基準			
基本事項評価	申請者（企業）の経験及び能力	業務実績	<p>(様式-2)</p> <p>平成20年度以降に完了した業務（下請けによる業務の実績を含む。）を下記の順位で評価する。</p> <p>① A業務の実績が2件ある。</p> <p>② A及びB業務の実績がいずれも1件ある。または、B業務の実績が2件ある。</p> <p>③ B業務の実績が1件ある。</p> <p>※業務の定義は上記4(2)を参照</p> <p>上記の業務の実績については、各業務を同一地区で分割して受注し、完了した場合も可とする。</p> <p>なお、A又はB業務の実績がいずれもない場合は欠格とする。また、記載する業務は2件までとし、1件につき1枚以内に記載する。</p> <p>ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務があった場合は①～③に該当する実績があったとしても評価は0点とする。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
		技術者資格	<p>(様式-3)</p> <p>予定管理技術者の資格を、下記の順で評価する。</p> <p>① 補償業務管理士であり、再開発コーディネーター又は再開発プランナー</p> <p>② 補償業務管理士</p> <p>③ 再開発コーディネーター又は再開発プランナー</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
	予定管理技術者の経験及び能力	業務実績	<p>(様式-3、様式-4)</p> <p>平成20年度以降に経験した業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① A業務の実績が2件ある。</p> <p>② A及びB業務の実績がいずれも1件ある。または、B業務の実績が2件ある。</p> <p>③ B業務の実績が1件ある</p> <p>なお、A又はBの業務実績がいずれもない場合は欠格とする。記載する業務は2件までとし、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 0</p>
技術提案書	実施方針	業務理解度	<p>(様式-5)</p> <p>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。</p>	10

	実施体制	(様式-5) 及び (様式 5-2) 配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの的確な体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ	(様式-6) 技術提案について、的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ：上記3(2)業務内容参照 ※当地区の概要や現在想定している事業スケジュール、事業スキーム(案)等に関する資料の閲覧をすることができる。下記23(9)参照	20
技術点 合計			60

6 担当支社等

(1) 参加表明書について

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

都心業務部 虎ノ門エリア計画第2課

電話03-5200-8646（担当：徳田、前田）

(2) 平成29・30年度の競争参加資格について

〒163-1313

東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0469

7 競争参加資格の確認

- (1) 本件競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。本部長は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。上記4(1)②の認定を受けていない者も次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、上記4①、③、④、⑤及び⑥に掲げる事項を満たしているときは、平成30年4月26日（木）までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を提出することを条件として指名するものとする。当該指名を受けた者が競争に参加するためには、入札の時までに上記4(1)②に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本件競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成30年4月17日（火）から平成30年5月7日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。
- ② 提出場所：6(1)に同じ。
- ③ 提出方法：参加表明書は、「別記様式1『参加表明書』（押印済みのもの）」をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「別記様式1」のみとする。）

あわせて、別記様式1（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

(2) 参加表明書は、様式-1により作成すること。

(3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、下記②及び③のA業務又はB業務の実績については、平成20年度以降に、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

当機構東日本地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務の業種区分「補償」に係る競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。ただし、参加表明書の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

② 企業の経験及び能力

平成20年度以降に完了した、A業務又はB業務の実績について様式-2に記載すること。

③ 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格及び平成20年度以降のA業務又はB業務の実績について、様式-3及び様式-4に記載すること。

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式-5に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式-5-2に記載すること。

⑤ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式-6に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつきA4判1枚とする。

⑥ 契約書(仕様書を含む)の写し

上記②及び③のA業務又はB業務の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務がA業務又はB業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑦ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像フ

ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(4) 指名した者に対しては、平成30年5月17日（木）に電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、紙）にて通知する。

(5) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 本部長は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。

8 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）にて通知する。

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、本部長に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 受領期限： 指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後4時
- ② 提出場所： 6（2）に同じ。
- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面を6（2）に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 本部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期限： 平成30年5月31日（木） 午後4時
- ② 提出場所： 上記6（1）に同じ
- ③ 提出方法： 電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）により提出すること。

承諾を得て紙入札とする場合は書面を、6（1）へ持参し、又は最終日同時刻必着で郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間：平成30年6月5日（火）から平成30年6月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
- ② 閲覧場所：電子入札システムにより閲覧。
承諾を得て紙入札とする場合は6(1)に同じ。

10 入札の日時、場所及び方法

- (1) 日時：平成30年6月12日（火）午前10時から正午まで
ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。
- (2) 場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782
- (3) 入札方法
 - ① 電子入札による場合
電子入札システムにより提出すること。
なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」という）を使用する場合は、事前に年間委任状（3(7)の「電子入札運用基準」に様式掲載）を提出すること。
 - ② 承諾を得て紙入札とする場合
入札書は3(7)の当機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。
提出は持参または郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。
郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に業務名、入札日（入札書発送日）及び入札書在中の旨を記載すること。
なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。
（入札書の封筒とは別にすること。）
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ① 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年6月13日(水) 午前10時
- (2) 場所 上記10(2)に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、10(1)の期限までに、持参または郵送(必着)すること。電送による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと(電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要)。

紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

15 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

上記5(2)による。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否

業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、契約書案は当機構ホームページで閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>

19 支払い条件

前金払有(30%以内)、部分払い(8回以内)及び完成払とする。(予定)

20 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

22 電子入札システムについて

(1) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(2) システム操作マニュアルは、当機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。

(3) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

(4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

23 その他

(1) 入札参加者は、入札（見積）心得書（電子入札用）及び標準契約書（18に同じ）並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を遵守すること。なお、入札（見積）心得書（電子入札用）及び電子入札運用基準については、当機構ホームページを閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>

- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した予定管理技術者を当該業務に配置するこ

と。また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。

- (4) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (5) 受注者が、参加表明書（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (6) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（改正）を参照）を上記18の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (7) 当機構が取得した文書（例：参加表明書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (8) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (9) 希望者は、当地区の概要や現在想定している事業スケジュール、事業スキーム（案）等に関する資料の閲覧をすることができる。
 - ① 閲覧期間：平成30年4月16日（月）から平成30年5月7日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
 - ② 閲覧場所：上記6（1）に同じ
 - ③ 閲覧方法：不正競争防止の観点から、あらかじめ電話連絡の上、日時を決めるものとし、連絡なしで直接訪問された場合は、後日改めての日時の閲覧とする場合がある。
- (10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

(様式 - 1)

(用紙 A 4)

参加表明書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年4月16日付で公告のありましたに愛宕山周辺地区（F・G）市街再開発事業に係る損失補償等に関する業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める登録状況を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める企業の経験及び能力を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)③に定める予定管理技術者の経験及び能力を記載した書面
- 4 入札説明書7(3)④に定める実施方針を記載した書面
- 5 入札説明書7(3)⑤に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面
- 6 入札説明書7(3)⑥に定める契約書（仕様書を含む）の写し

(様式-2)

・企業の平成20年度以降に完了した、A業務又はB業務の業務実績

会社名) ○○○○

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1: 業務分類には、入札説明書4(2)に記述のあるA業務又はB業務のいずれかを記載する。

注2: 記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務がA業務又はB業務の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

注3: 業務実績には、権利変換計画策定に関する業務が当該業務の一部となっている業務も含まれる。

・ 予定管理技術者の平成 20 年度以降に経験した A 業務又は B 業務の業務経験

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注 1：業務分類には、入札説明書 4 (2) に記述のある A 業務又は B 業務のいずれかを記載する。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が A 業務又は B 業務の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）
実施体制図

注 1：実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注 2：記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

(様式－6)

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

No	保有資格	業務経験等

注1：様式－5に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

・ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマ

愛宕山周辺地区（F・G地区）市街地再開発事業に係る通損補償に関する運用・算定要領の策定及び関係権利者に対する補償関連説明の実施における留意すべき事項とその対応策について（「当地区の特徴的な従前権利形態」、「それを踏まえた権利者合意形成上合理的と考えられる事業スキーム」、「都心部での市街地再開発事業である点」等を踏まえ、事業計画認可申請・権利変換計画認可申請といった事業進捗段階ごとに記述をお願いします。）

注 1： 評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは 10 ポイント以上とする。

注 2： 記載にあたっては、A 4 判 1 枚までに記載すること。なお、2 枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名) _____ 印

機密保持に関する確認書

当社は、「愛宕山周辺地区（F・G）市街再開発事業に係る損失補償等に関する業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
 - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
 - ロ 本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。
 - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
 - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
 - ハ 貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) _____ fax) _____

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること